

平成 27 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 若山 健彦
 (東証 JASDAQ コード: 6862)
 問合せ先 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄
 (TEL 045-591-5611)

**第三者割当による新株式及び第 4 回新株予約権発行
 並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 8 月 17 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本新株式の発行に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

I 第三者割当による新株式発行及び第 4 回新株予約権発行

1. 第三者割当による新株式発行及び第 4 回新株予約権の募集の概要

(1) 新株式発行の概要

① 払 込 期 日	平成 27 年 9 月 2 日
② 発 行 新 株 式 数	2,553,000 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 92 円
④ 調 達 資 金 の 額	234,876,000 円（手取概算額 217,876,000 円）
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当により、投資事業有限責任組合 FM 7 号に全ての株式を割り当てます。
⑥ そ の 他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 新株予約権発行の概要

① 割 当 日	平成 27 年 9 月 2 日
② 発行新株予約権数	1,229 個（新株予約権 1 個につき 1,000 株）
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当り 723 円（発行調達額 888,567 円）
④ 当該発行による 潜在株式数	1,229,000 株
⑤ 資金調達額	128,704,567 円（手取概算額 128,704,567 円） （新株予約権による発行調達額 : 888,567 円） （新株予約権の行使による調達額 : 127,816,000 円）
⑥ 行 使 価 額	1 株当り 104 円

⑦ 募集又は割当方法 (割 当 予 定 先)	<p>第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。ファーストメイク第 11 号投資事業有限責任組合 605 個</p> <p>株式会社フォーサイド 384 個</p> <p>MT キャピタル合同会社 240 個</p>
⑧ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 ・行使請求条項 <p>当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の 5 連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額を上回った場合、その翌日から起算して 10 取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができることとしております。</p> ・取得条項 <p>本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものといたします。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの現状

当社グループは、当社においては、デバイス関連事業（各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等）及びタッチパネル関連事業（タッチパネル製品・デジタルサイネージ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等）を主たる事業としており、当社子会社の株式会社イーアイティーにおいては、情報システム関連事業（情報システム開発及び技術者の派遣）を主たる事業としております。これらに加え、当社は、環境エレクトロニクス関連事業として、太陽光発電事業（売電を含む。）や LED、無電極ランプ及び電解水生成器の販売を行っております。

当社グループは、平成 27 年 3 月期において、連結売上高 2,278 百万円、連結営業損失 71 百万円、連結経常損失 90 百万円及び連結当期純損失 110 百万円を計上いたしました。損失計上の理由は、当社グループの主要取引先である電子機器メーカーが国際競争の激化等により依然として厳しい状況が続いて当社の既存顧客に対する販売が伸び悩んだこと等によるものです。

かかる状況に鑑みると、今後日本の景気回復が期待される中での当社グループの喫緊の課題は、着実に売上を拡大し、黒字を確実に確保することにあります。

そして、当社グループとして当該課題への取組みとして、徹底した原価低減、経費削

減等による経営の効率化を推進するとともに、事業基盤の再構築に必須となる設備更新や人員の強化を行い、内部成長を実現するとともに、外部の会社との協業、資本業務提携等を通じて、積極的な外部成長機会を取り込むことにより事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。

(2) 本件第三者割当の具体的な目的等

①デバイス関連事業における設備投資

上記の経営環境の中、近年のデバイスプログラマ製品（記憶素子（Read Only Memory。以下、「ROM」と略称します。）へのプログラム書込み装置）の市場動向をみると、当社の顧客であるメーカーにおいて、製品ライフサイクルの短期化のリスクを回避する等の目的から、デバイスプログラマ製品を特定の仕入先から一括して購入する動きが鈍りつつあります。このため、当社のデバイスプログラマ製品の各顧客に対する売上の成長性は、鈍化傾向にあります。一方で、顧客であるメーカーにおいては、製品の市場投入を早期かつ機動的に行うことや、固定資産を増やさずに増産や減産に対応することが可能になることから、ROM書込み作業のアウトソース化にシフトする動きがみられます。なかでも、モバイル機器や車載機器を中心とした電子機器の機能の複雑化に伴うデータ容量増加に伴い、当社が得意とする NANDFLASH メモリ（小型電子機器のプログラムを格納するための大容量高速記憶素子）をはじめとした様々な電子機器へのプログラムの書込みサービス（以下、「ROM書込みサービス」といいます。）に対する需要は増加しております。

当社グループでは、デバイス関連事業として、デバイスプログラマ製品の製造販売に加え、従来から自社製デバイスプログラマを用いた ROM 書込みサービスを長年提供してまいりましたが、近年の業績の下で設備投資額を抑えてきたこともあり、今後、上記の ROM 書込みサービスの需要を取り込み、顧客の品質や不具合対応へのニーズに十分対応するためには、設備や機器の大幅な更新が不可欠な状況となっております。

当社グループにおいて現時点で必要な設備投資は、クリーンルームを主とする作業スペースの増設及び自動化の推進を行うフェーズ1と、その後の能力増強を主目的とするフェーズ2とに分けられます。それぞれの投資項目は以下のとおりです。

<フェーズ1>

- ・顧客の要求水準を満たす清浄度・温度・湿度の制御を可能とするためのクリーンルーム
- ・書込み後の記憶素子の除湿とともに、初期不良を検出するための加熱工程を行うための恒温槽の増設
- ・従来人力作業に頼っていた外観検査や生産情報管理を効率的かつ高速に行うための自動外観検査装置や生産情報の電子管理システムの導入

<フェーズ2>

- ・増産に対応し、生産能力を向上させるための、自動書込み機（以下、「ハンドラ」といいます。）、製品に所定のマークを刻印するレーザー捺印機及び自動外観検査装置の増設

ROM 書込みサービスは、いったん設備投資を行えば、概ね書込みサービスを行うパート従業員等の人件費のみで柔軟に運営することができる事業であるため、デバイスプ

プログラムの製造・販売事業と異なり、部材の仕入や加工・在庫リスクが小さく、粗利率が高い傾向にあります。したがって、かかる設備投資（以下「本件設備投資」といいます。）は当社グループの黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものと判断いたしました。

なお、フェーズ1項目の設備投資額の小計は59百万円、フェーズ2項目の設備投資額の小計は48百万円を見込んでおります。

②外部成長機会の確保のための新たな会社への資本参加

当社は、当社グループの既存事業とのシナジー効果が見込まれる会社への資本参加を更に行うことにより、新規分野への進出等を通じて当社グループの収益性を向上させるとともに外部成長機会を確保し、当社グループの黒字化へ向けての事業基盤強化策の一環になるものと考えております。

かかる観点から、当社は、平成27年3月期においては、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーとの株式交換を実施して同社を完全子会社とし、システム開発関連事業を当社グループの第三の柱と位置づけました。更に、平成27年1月26日には、デジタルサイネージ配信システム「CORASU」の開発及び販売を開始したクロス・メディア・ネットワークス株式会社との間で資本・業務提携契約を締結するなど、外部成長機会の取り込みに取り組んでまいりました。

外部成長機会の確保による事業基盤強化策の一環として、当社は、現在、当社グループの既存事業とのシナジー効果が見込まれる会社への資本参加（以下「本件資本参加」といいます。）の可能性についてさまざまな検討を行っております。

かかる検討の中には、高性能サーバー周辺機器の販売企業（当該企業は、比較的小規模で競合相手の少ない市場において業績を上げているものと判断しております。以下「本検討先」といいます。）への120百万円程度の資本参加も含まれております。

当社は、本検討先に資本参加することで、同社の売上及び利益をグループに取り込むとともに、当社グループのシステム開発会社の顧客の中で高性能サーバーを利用している企業の顧客開拓面での協業や、同社のノウハウを当社の半導体関連機器製造事業に活かす等のシナジー効果が見込めると判断しております。

当社は、150百万円程度を上限としてかかる資本参加を行うことについて、本検討先の業績や資産に係る詳細な調査等を進めており、本検討先との交渉が進捗した場合は、早ければ平成27年10月頃に本検討先との間でかかる資本参加に関する契約を締結する可能性があるため、当該資本参加のための資金として上記のとおり120百万円程度が必要となる可能性があります。

このように、本件資本参加に係る相手方との交渉等が進捗した場合に備えて、本件資本参加のための資金を予め確保しておく必要があります。

③事業譲受資金、並びに事業譲受後の資金繰り一時金及び当社構造改革費用

当社の資本業務提携先から事業部門の譲渡を受け、また、当該事業部門を当社に取り込んだ後の運転資金需要の増加に対処し、必要な構造改革を推進するためには、これらに係る資金を確保する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

(i) 事業譲受資金

当社は、平成25年2月28日付で、当社と同じROM書込みサービス事業を行ってい

るシンクロワーク株式会社（本社：東京都品川区西五反田、社長：大澤清友。以下「シンクロワーク」といいます。）と業務提携に関する基本合意書を締結し、また、シンクロワークとの資本提携についても検討してまいりました。また、平成 25 年 11 月には、かかる業務提携強化に係る設備費用及び資本提携に係る株式譲受費用を用途として、第 1 回新株予約権を発行し、その後全部が行使されたことにより、差引手取金額 62 百万円を調達いたしました。しかし、その後の当社とシンクロワークの間の交渉や、シンクロワークに対する事業調査等を行ったところ、シンクロワークは ROM 書込みサービス事業以外の利益率の異なる複数事業を行っていること、及び当社は当該複数事業の中では ROM 書込みサービス事業を最も得意とすること等から、当社としては ROM 書込みサービス部門のみを事業譲受等の方法により譲り受けることが最善と考えたため、当社が、シンクロワークの ROM 書込みサービス部門の事業を譲り受けること（以下、「本件事業譲受」といいます。）を検討しています。

本件事業譲受に係る資金として、早ければ平成 27 年 9 月頃に 80 百万円が必要となる可能性があり、かかる資金を確保するためには第 1 回新株予約権の発行及びその行使により調達した差引手取金額 62 百万円のみでは十分ではなく、その不足額を確保する必要があります。

(ii) 本件事業譲受後の資金繰り一時金及び当社構造改革費用

本件事業譲受後には、これまでシンクロワークの資金繰りのもとで運営していた譲受部門を当社の ROM 書込みサービス部門と一体として運営していくことになるため、当該部門における従業員の賃金と材料仕入れを加えた売上原価等は譲受から資金回収が始まるまでの期間増加して当社の資金繰りを圧迫することになります。この増加原価の資金繰りを賄うための資金繰り一時金（以下「資金繰り一時金」といいます。）として、20 百万円が必要になると見込んでおります。

なお、かかる 20 百万円については、本件事業譲受が平成 27 年 9 月になされることを前提とすると、平成 27 年 10 月中に支出することが必要と見込んでおります。また、本件事業譲受後、当社の ROM 書込みサービス部門の競争力を一層高めるためには、構造改革を実施する必要があります。かかる構造改革のための資金として、30 百万円が必要になると見込んでおります。なお、当該構造改革の具体的な方策としては、事業サイトの統合や設備更新あるいは設備増強等を検討しておりますが、実施の時期や詳細内容については今後確定する予定です。

(iii) 小括

以上のとおり、当社の競争力向上及び外部成長機会の確保等の観点から、本件事業譲受に係る資金並びに本件事業譲受後の当社構造改革資金及び資金繰り一時金（以下「本件構造改革資金等」といいます。）を確保することは極めて重要となります。

④ 当社運転資金

本件事業譲受後、当社の ROM 書込みサービス部門の生産能力は大幅に増強されますが、譲受部門においては、本件事業譲受の公表から半年程度、商流の変化による取引先の減少に伴い 10 百万円から 30 百万円の売上が減少することが見込まれます。かかる譲受部門における取引先の減少に伴う売上の減少に対処するため、当該売上減少が想定される時期の運転資金に充当する資金を確保する必要があります。

また、当社グループは直近 3 事業年度において純損失を計上し、平成 28 年 3 月期第

1 四半期も純損失の計上が継続している中で、人材補充が十分でなかった状況もあり、譲受部門のみならず他事業部門及び間接部門まで含めて全社で専門性の高い人材の補充を平成 28 年 1 月以降に進める必要があるため、20 百万円から 40 百万円の採用費用等が必要です。上記を合計して、当社全体で、平成 28 年 1 月以降の運転資金として 50 百万円を確保する必要があります。

(3) 本件第三者割当を実施する必要性

上記のとおり、本件設備投資及び本件資本参加を実施し、本件構造改革資金等を確保することは、当社の経営課題に取り組む上で必要不可欠です。

また、①デバイス関連事業における ROM 書込みサービスに関し、当社はこれまでも複数顧客からの打診を受けており、当該サービスに係る需要は更に増加するものと見込んでおります。かかる需要を取り込むためには、早急に本件設備投資に係る資金を確保して当該投資を開始する必要があります。②本件資本参加についても、その検討及び調査並びに関係者との交渉の結果、具体的に資本参加を実行する決定を行う場合には、円滑かつ迅速に出資等を行う必要があるため、これに係る資金を、あらかじめ確保しておく必要があります。③更に、本件構造改革資金等についても、充当の必要が生じた場合に適時に充当できるよう、資金を確保する必要があります。

その一方で、現時点で当社は、平成 25 年 11 月に新株式及び第 1 回新株予約権の発行により調達した約 192 百万円を手元資金として有しておりますが、当該資金の取り扱いについては、以下のとおりであります。

すなわち、①太陽光発電事業向けの 130 百万円については、主に追加借入の困難等から、当初想定していた案件への投資に至りませんでした。その後も継続的に案件の発掘に努めております。平成 27 年前半においても、複数の太陽光発電所の具体的な案件を検討し、結果として採算性の観点から投資に至っておりませんが、今後太陽光発電所についてはセカンダリー案件（発電所の完成・稼働開始後に、所有者が当該発電所を売却する案件）が増加する可能性が高まるとみられることから、引き続き案件の具体化に意欲をもっております。当該調達資金を確保しておくことが、当社グループの成長戦略においては最善であると判断しております。

また、②シンクロワークとの資本提携向けに第 1 回新株予約権の発行及び行使により調達しました 62 百万円に関しては、上記のとおり現在同社との間で更なる事業統合や財務支援等について具体的に精査しており、資金需要は継続しております。

そして、当社グループが平成 27 年 3 月期において連結営業損失 71 百万円、連結経常損失 90 百万円及び連結当期純損失 110 百万円を計上していることに鑑みると、今後原価低減、経費削減等の施策に積極的に取り組んだとしても、日々の営業キャッシュフローから本件設備投資、本件資本参加及び本件構造改革資金等に充当する資金を確保するのは難しい状況にあります。また、金融機関からの要請により借入残高を漸減させている状況において、本件設備投資、本件資本参加及び本件構造改革資金等のために必要な金額を、金融機関からの新規借入によることは、事実上不可能です。また、公募増資又はコミットメント型のライツ・オファリングといった方法により調達することは第三者割当によるよりも時間を要するため、当社として必要とする時期までに資金調達を完了することも難しいものと判断しております。また、ノンコミットメン

ト型のライツ・オフリングについては、公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングと同様に調達までに時間を要することに加え、新株予約権の行使は新株予約権者側の裁量による上、個別に新株予約権者との間で合意することができない限り新株予約権の行使義務を課すことはできないため、本件第三者割当よりも資金調達額が見通し難いと考えられます。

一方、本件第三者割当は、有利発行に該当しない価格での発行、かつ大規模な第三者割当（希薄化規模が25%以上又は支配株主の異動を伴う第三者割当）に該当しないものであり、短期間に資金調達を実行することが可能であります。また、本件資金調達の財務アドバイザーであるファーストメイク・リミテッド株式会社（所在地：東京都千代田区、代表取締役：前一明。以下「ファーストメイク社」といいます。）は、当社が平成25年11月に第三者割当増資を実施した際にも財務アドバイザーを務めており、かつ、平成25年11月8日に当社が発行した第1回新株予約権の割当予定先であるファンドの無限責任組合員でもあったことから、当社事業の状況、財政状態、経営課題等をご理解いただいた上で、今回の割当予定先であるファンドにおいても無限責任組合員となり、ファンドからの資金供与を申し出ていただきました。また、ファンド以外の割当予定先は、その全てが新株式に係る割当予定先である投資事業有限責任組合 FM7 号の出資者であり、ファーストメイク社から紹介されたものであります。これら割当予定先についても、当社事業の状況、財政状態、経営課題等をご理解いただいた上で、本件第三者割当にに応じていただけるものであります。さらに、本件第三者割当の割当予定先は、下記「6（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、純投資を目的としており、本件第三者割当により、当社の経営方針に重大な変更が生じるものではないものと判断しております。

以上の経緯から、本件設備投資（フェーズ1）、本件資本参加、本件事業譲受及び資金繰り一時金のための資金については、資金調達を確実なものとするために新株式による調達とすることとしました。一方、本件設備投資（フェーズ2）、本件事業譲受後の構造改革資金及び当社運転資金は、これらの資金の必要な時期は4カ月程度以上先であることから、割当予定先との間で一定の条件のもと当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使請求を請求できる旨の合意を行い、かつ、当社が当該請求を行った場合は新株予約権者が当該新株予約権の行使義務を負うことを割当予定先との間で締結する予定の投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において合意したうえで、新株予約権による調達とすることとしました。なお、当社の株価の下落等により本新株予約権の行使が進まない場合には、別の資金調達の方法を検討することも視野に入れ、本新株予約権には当社による取得条項を付しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達予定額：	363,580,567円
調達予定額の総額：	363,580,567円
発行に係る諸経費：	17,000,000円
手取概算額：	346,580,567円
（手取概算額の内訳）	
第三者割当による本新株式の発行：	217,876,000円

第三者割当による本新株予約権による調達額：128,704,567円

(本新株予約権の発行による調達額)：888,567円

(本新株予約権の行使による調達額)：127,816,000円

(注1) 発行に係る諸経費17百万円の内訳は、本件第三者割当に係るフィナンシャルアドバイザーであるファーストメイク社に支払予定のアドバイザー手数料約10百万円、弁護士費用約3百万円、新株予約権の評価費用約1百万円、登記費用その他約3百万円であります。

(2) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

本件第三者割当における新株式発行による手取概算額217百万円は、下記記載のROM書込みサービスに係る設備投資(フェーズ1)、本件事業譲受及び資金繰り一時金並びに本件資本参加のための費用に充当します。

① 資金使途	② 金額(百万円)	③ 支出予定時期
ROM書込みサービスに係る設備投資 (フェーズ1)	合計 59	
①導電性マット、恒温槽等導入(注1)	7	平成27年10月
②クリーンルーム設営(注2)	20	平成27年10月
③電子管理システム導入(注3)	7	平成27年10月
④自動外観検査装置購入(注4)	25	平成28年1月
本件事業譲受に係る資金及び資金繰り一時金	合計 38	
①本件事業譲受に係る資金(注5)	18	平成27年9月
②資金繰り一時金(注6)	20	平成27年10月
他社への資本参加(注7)	120	平成27年10月頃

(注1) 導電性マットにより製品に劣化を及ぼす可能性のある静電気を適切に除去することにより、品質向上につながり、初期不良品を検出するための恒温槽を購入することにより生産能力を向上させます。

(注2) 品質及び信頼性の向上につながる、ROM書込みサービスのためのクリーンルームを設営することにより、当社グループの競争力の強化が見込まれます。

(注3) 従来人力作業に頼っていた生産情報に関する電子管理システムの導入により、ROM書込みサービスにおける業務効率化が見込まれます。

(注4) 自動外観検査装置(出荷製品の外観、特に書込み後におけるリードやICパッケージの損傷をチェックするための装置)の導入により、生産能力の向上と不良の流出を防止するための品質の向上が見込まれます。

(注5) 本件事業譲受に係る費用の総額は80百万円を見込んでおりますが、そのうち62百万円については、平成25年11月に発行した第1回新株予約権に

より調達した差引手取金額 62 百万円を充当する予定です。

- (注 6) 本件事業譲受後には、譲受部門を当社の ROM 書込みサービス部門を一体として運営していくことになるため、当該部門における従業員の賃金と材料仕入れを加えた売上原価等は譲受と同時に増加することになります。この増加原価の資金繰りを賄うための資金繰り一時金として、20 百万円が必要になると見込んでおります。
- (注 7) 当社は、現在、当社による資本参加が可能な企業の調査及び交渉を開始しております。かかる検討の中には、本検討先への資本参加も含まれており、本検討先との交渉が進捗した場合は、早ければ平成 27 年 10 月頃に 120 百万円程度を出資することを見込んでおります。なお、実際の出資額が 120 百万円を上回った場合は、本新株予約権の行使により調達する資金に係る資金用途を変更し、当該資金により当該差額を賄う予定ですが、かかる決定をした際には適切に開示致します。実際の出資額が 120 百万円を下回った場合は当社の運転資金に充当する予定であります。また、当社による出資を受け入れた会社は、その資金を事業上の必要資金（設備投資、運転資金等が想定されますが、具体的には確定しておりません。）に充当することが見込まれます。
- (注 8) 当社は、上記手取概算額を上記用途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて調達資金を管理いたします。

② 本新株予約権により調達する資金の具体的な用途と支出予定時期

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金 128 百万円については、平成 28 年 1 月以降に、ROM 書込みサービスの構造改革費用、当社の運転資金及び ROM 書込みサービスに係る設備投資（フェーズ 2）の資金として充当いたします。

① 資金用途	② 金額(百万円)	③ 支出予定時期
ROM 書込みサービス部門に係る構造改革資金（注 1）	30	平成 28 年 1 月以降
当社運転資金（注 2）	50	平成 28 年 1 月以降
ROM 書込みサービスに係る設備投資（フェーズ 2）（注 3）	合計 48	
①生産能力向上策（1）ハンドラ	8	平成 28 年 5 月
②生産能力向上策（2）レーザー捺印機	14	平成 28 年 8 月
③生産能力向上策（3）外観検査装置	26	平成 29 年 4 月

(注 1) 本件事業譲受後、当社の ROM 書込みサービス部門の競争力を一層高めるための構造改革資金です。その具体的な方策としては、事業サイトの統合や設備更新あるいは増強等を検討しておりますが、実施の時期や詳細内容については、今後確定する予定です。

(注 2) 本件事業譲受後、当社の ROM 書込みサービス部門の生産能力は大幅に増強されますが、譲受部門においては、一時的にせよ商流の変化による取引先の減少を勘案せざるを得ません。かかる譲受部門における取引先の減少に伴う売上の減少に対処するため、当該売上減少が想定される時期の運転資金に充当する資金を確保する必要があります。また、当社グループは直近

3事業年度において純損失を計上し、平成28年3月期第1四半期も純損失の計上が継続しており、当社全体で、平成28年1月以降の運転資金として50百万円を確保する必要があります。

(注3) 平成28年4月以降の生産能力向上策(1)～(3)については、受注状況を見定めながら機動的に、また、設備仕様や投資額の再検討も加えつつ適切に実施することにより、更なる当社グループの競争力強化等に寄与することを見込んでおります。上記の方針により、実際の金額や支出予定時期が変動する可能性があり、かかる変動が生じた場合は適切に開示致します。

なお、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。かかる場合においては、上記資金使途のうちまずROM書込みサービス部門構造改革資金及び当社運転資金に充当し、残部がある場合にはROM書込みサービスに係る設備投資(フェーズ2)に充当する方針ですが、その時点における資金需要を踏まえて具体的な充当先を決定します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金の使途は、当社グループの競争力を強化しつつ積極的に外部成長機会を取り込み、かつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであるため、かかる資金使途は当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠

① 本新株式の払込金額

本新株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当りの払込金額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成27年8月14日)の終値(99円)を基準とすべきと考えられます。もっとも、当社は、直近3事業年度(平成25年3月期、平成26年3月期及び平成27年3月期)において純損失を計上していること、及び平成28年3月期第1四半期も純損失の計上が継続していること、割当予定先による当社への出資検討時期(平成27年7月頃)における当社株価の状況(平成27年7月中の当社株価は80円から95円の間を推移いたしました。)等を踏まえて割当予定先とも協議の上、既存株主への株式の希薄化、払込金額の影響度も慎重に検討した結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日までの1ヶ月間の終値平均92.95円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均90.17円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均89.90円を参考にして、同取締役会決議の直前取引日(平成27年8月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(99円)から7.07%割引かれた92円といたしました。

なお、当該新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均92.95円に対して1.02%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均90.17円に対して2.03%のプレミアム、当該直前取引日までの

6ヶ月間の終値平均 89.90 円に対して 2.34%のプレミアムであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、本新株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、取締役会決議日の直前取引日の終値(99 円)からは 7.07%のディスカウント及び1ヵ月終値平均からは 1.02%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

②本新株予約権の払込金額

本新株予約権の1株当りの行使価額につきましては、最近の当社株価の状況(平成 27 年 7 月中の当社株価は 80 円から 95 円の間を推移し、平成 27 年 8 月中の当社株価は同月 14 日までの間に 91 円から 104 円の間を推移いたしました。)等を勘案して、平成 27 年 8 月 17 日の決議にあたり割当予定先とも協議の上、104 円といたしました。当該新株予約権の行使価額は、その発行に係る取締役会決議の日の直前取引日(平成 27 年 8 月 14 日)の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である 99 円に対する乖離率は 5.05%のプレミアムであります。また、新株予約権の行使価額 104 円と、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均 92.95 円との乖離率は 11.89%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均 90.17 円との乖離率は 15.34%のプレミアム、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均 89.90 円との乖離率は 15.68%のプレミアムであります。

以上の行使価額も踏まえ、本新株予約権の払込金額について検討するため、当社は、本新株予約権に係る発行要項(以下「本発行要項」といいます。)で定められた条件に基づき、当社普通株式の株価、市場売買高、株価の変動率、安全資産利子率、配当利率等の諸条件等を考慮した本新株予約権の評価を、第三者評価機関(株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(所在地:東京都港区、代表者:小幡 治 以下「第三者評価機関」といいます。))に依頼しました。第三者評価機関は、その評価にあたっては、上記の諸条件に加え、本新株予約権の取得条項の内容、さらに本新株予約権の行使後の1日当たりの売却可能な株式数の目安(直近1年にわたる当社株式の1日当たりの平均売買出来高(約 322,000 株)の 10%としております)などを勘案しております(なお、第三者評価機関は、本新株予約権の行使請求条項については、当社は割当予定先から本新株予約権を積極的に行使する旨の行動方針を聴取したことを前提条件として算定し、基本的には、当社が権利行使を待つものとし、当社が当該条項に基づく権利を行使することは前提としておりません。)。また、当社として取得条項を積極的に発動する意思はないことを前提に算定されております。なお、下記「6(3)割当予定先の保有方針」に記載の、本投資契約に規定されている本新株予約権を行使した場合に取得する株式に係る継続保有義務については、上記算定においては考慮されていません。

以上を前提として、第三者評価機関は、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を用いて評価を実施した結果、本新株予約権の評価額を 723 円(1株当たり 0.723 円)と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が一般的なものであり、かつ合理性があるものと判断し、第三者評価機関による上記評価額を参考に、本新株予約権の1個あたりの払込金額を723円としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、第三者評価機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロシミュレーション法を用いて算定していることから、第三者評価機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、割当予定先との間での協議を経て、算定結果である評価額と同額と決定されているため、有利発行には該当せず、適正な価額であると判断いたしました。

また、当社の全ての監査役からは、当社取締役会において、第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び本新株予約権の払込金額の算定に、当該新株予約権の行使価額等の発行条件、当社普通株式の株価、市場売買高、株価の変動率、安全資産利子率、配当利率等の諸条件及び本投資契約に定められたその他の諸条件が考慮されていること、本新株予約権の払込金額が当該評価額と同額と決定されたこと等から、本新株予約権の払込金額は適正であり、特に有利な払込金額には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当により増加する新株式は2,553,000株(当該新株式に係る議決権は2,553個)で、平成27年7月末日現在の発行済株式数の10.97%(平成27年6月末現在において議決権総数(23,166個)に平成27年7月1日から同年7月31日までに新株予約権の行使により増加した株式数に係る議決権200個を加えた議決権数23,366個に対する議決権割合10.93%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数1,229,000株を加えると、増加する株式数は3,782,000株(議決権の合計数は3,782個)となり、平成27年7月末日現在の発行済株式数の16.24%(平成27年6月末現在において議決権総数(23,166個)に平成27年7月1日から同年7月31日までに新株予約権の行使により増加した株式数に係る議決権200個を加えた議決権数23,366個に対する議決権割合16.19%)にあたります。

しかしながら、当社といたしましては、本件第三者割当による資金調達を行うことで、当社グループの競争力が強化され、外部成長機会が取り込まれ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるため、当社の企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①投資事業有限責任組合FM7号(本新株式2,553,000株)

A) 名 称	投資事業有限責任組合FM7号
B) 所 在 地	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号
C) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有

	限責任組合	
D) 組成目的	株式会社の発行する株式の取得及び保有等	
E) 出資の総額	235,020,000円	
F) 組成日	平成27年7月8日	
G) 出資者・出資比率・出資者の概要	出資者	
	ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合	53.19%
	株式会社フォーサイド	25.53%
	MTキャピタル合同会社	21.27%
H) 業務執行組合員等に関する事項	名称	ファーストメイク・リミテッド株式会社
	所在地	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号
	代表者の役職・氏名	代表取締役前一明
	資本金の額	10百万円
	事業内容	投資顧問業、金融商品仲介業
I) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	財務アドバイザー契約を締結しております。

(注) 割当予定先である投資事業有限責任組合 FM7号からは、同組合が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、投資事業有限責任組合 FM7号が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下「特定団体等」といいます。)でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。投資事業有限責任組合 FM7号の出資者が特定団体等であるか否かについては、無限責任組合員であるファーストメイク社が第三者調査機関である株式会社 TMR (所在地：東京都千代田区、代表取締役：高橋 新治) をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。なお、株式会社 TMR に対してかかる調査を依頼したのは当社ではなく、投資事業有限責任組合 FM7号の無限責任組合員であるファーストメイク社ですが、株式会社 TMR の調査結果は調査依頼元によって異ならないと判断し、上記調査結果資料により確認いたしました。無限責任組合員であるファーストメイク社については、金融商品取引業者として投資助言・代理業及び金融商品仲介業の登録を受けているほか、日本投資顧問業協会の会員として継続していること、また、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果により、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先である投資事業有限責任組合 FM7号及びその出資者は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

②ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合 (本新株予約権 605 個)

A) 名称	ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合
B) 所在地	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号
C) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有

	限責任組合	
D) 組成目的	株式会社の発行する株式の取得及び保有等	
E) 出資の総額	開示日現在127,020,000円（出資の最大予定総額190,020,000円）	
F) 組成日	平成27年7月8日	
G) 出資者・出資比率・出資者の概要	出資者	出資比率
	有限会社Cyberize （千葉県我孫子市、代表者 戸部 日登志）	23.62%
	土屋守明	21.26%
	株式会社メイプル （東京都豊島区、代表者 八木千佳子）	15.75%
H) 業務執行組合員等に関する事項	名称	ファーストメイク・リミテッド株式会社
	所在地	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号
	代表者の役職・氏名	代表取締役前一明
	資本金の額	10百万円
	事業内容	投資顧問業、金融商品仲介業
I) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	財務アドバイザー契約を締結しております。

(注) 割当予定先であるファーストメイク第11号投資事業有限責任組合からは、同組合が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係の有していない旨の確認書を受領しています。ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合の出資者が特定団体等であるか否かについては、無限責任組合員であるファーストメイク社が第三者調査機関である株式会社TMR（所在地：東京都千代田区、代表取締役：高橋 新治）をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。なお、株式会社TMRに対してかかる調査を依頼したのは当社ではなく、ファーストメイク第11号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるファーストメイク社ですが、株式会社TMRの調査結果は調査依頼元によって異ならないと判断し、上記調査結果資料により確認いたしました。無限責任組合員であるファーストメイク社については、金融商品取引業者として投資助言・代理業及び金融商品仲介業の登録を受けているほか、日本投資顧問業協会の会員として継続していること、また、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果により、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は割当予定先であるファーストメイク第11号投資事業有限責任組合及びその出資者は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

③ 株式会社フォーサイド（本新株予約権 384 個）

A) 名 称	株式会社フォーサイド
B) 本店の所在地	東京都中央区日本橋室町3-3-1 E.T.S.室町ビル12F
C) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 假屋 勝

D) 事業内容	株式等の保有を通じたグループ企業の統括及び管理等		
E) 資本金	299百万円		
F) 設立年月日	平成12年12月31日		
G) 発行済株式数	21,942,700株(平成26年12月31日現在)		
H) 決算期	12月末日		
I) 従業員数	56名		
J) 主要取引先	株式会社NTTドコモ		
K) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
L) 大株主及び持株比率	R-1第1号投資事業有限責任組合 21.4% 安嶋 幸直 4.9% 藤澤 信義 4.9% (平成26年12月31日現在)		
M) 当社と当該法人との間の関係	該当事項はありません。		
N) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結純資産(千円)	3,408,260	1,279,124	499,209
連結総資産(千円)	3,631,731	1,514,275	741,409
1株当たり連結純資産(円)	155.33	58.28	22.74
連結売上高(千円)	450,102	461,584	483,497
連結経常損失(△)(千円)	△922,336	△1,357,249	△691,824
連結当期純損失(△)(千円)	△1,017,835	△2,202,186	△783,059
1株当たり連結当期純損失(△)(円)	△46.39	△100.36	△35.69
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 割当予定先である株式会社フォーサイドは、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場に上場しております。当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、割当予定先が警察、財団法人暴力団追放運動推進都民センター等との連携により、反社会的勢力との対決等の反社会的勢力排除に向けた基本の方針を定めていることを確認しています。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

④ MTキャピタル合同会社(本新株予約権 240個)

A) 名称	MTキャピタル合同会社
B) 本店の所在地	東京都渋谷区東1-28-6ライオンズマンション渋谷シティ
C) 代表者の役職・氏名	代表社員 西尾 昌樹
D) 事業内容	事業ファンド
E) 資本金	10,000円
F) 設立年月日	平成24年12月20日

G) 決算期	9月30日	
H) 従業員数	2名	
I) 主要取引先	株式会社LID	
J) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
K) 主たる出資者及び出資比率	西尾 昌樹 100%	
L) 当社と当該法人との間の関係	該当事項はありません。	
M) 最近3年間の経営成績及び財政状態(平成24年12月20日設立のため2事業年度のみ記載しております。)		
決算期	平成25年9月期	平成26年9月期
純資産(千円)	△65,196	△182,003
総資産(千円)	25,508	66,029
1株当たり純資産(円)		
売上高(千円)	38	137,358
経常損失(△)(千円)	△65,154	△116,736
当期純損失(△)(千円)	△65,206	△116,806
1株当たり当期純損失(△)(円)		
1株当たり配当金(円)		
—		

(注) 割当予定先である MT キャピタル合同会社からは、同社が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、MT キャピタル合同会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。MT キャピタル合同会社の出資者並びに役員が特定団体等であるか否かについては、ファーストメイク社が第三者調査機関である株式会社 TMR (所在地：東京都千代田区、代表取締役：高橋 新治) をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。なお、株式会社 TMR に対してかかる調査を依頼したのは当社ではなく、投資事業有限責任組合 FM 7 号の無限責任組合員であるファーストメイク社ですが、株式会社 TMR の調査結果は調査依頼元によって異ならないと判断し、上記調査結果資料により確認いたしました。以上により、当社は割当予定先である MT キャピタル合同会社並びにその出資者及び役員は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社のデバイス関連事業における書込みサービスに係る需要を取り込み、本件資本参加及び本件構造改革資金等に係る資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの使途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要です。

かかる資金調達を実施する方法について、当社は、財務アドバイザーとして選任したファーストメイク社と協議し、検討いたしました。ファーストメイク社は、当社が平成25年11月に実施した第三者割当増資の際に当社の財務アドバイザーを務め、平成25年11月8日に当社が発行した第1回新株予約権の割当予定先であるファンドの無限責任

組合員でもあったことから、ここ数年にわたる当社業況に対する理解が深いため、前回に引き続き今回も財務アドバイザーとして選任したものです。

当社は、平成 27 年 3 月期において損失計上をしており、金融機関からの借入残高を漸減させている状況において、本件設備投資、本件資本参加及び本件構造改革資金等のために必要な金額を、金融機関からの新規借入により賄うことは難しい状況です。また、公募増資又はコミットメント型のライツ・オファリングといった方法により調達することは第三者割当によるよりも時間を要するため、当社として資金を必要とする時期までに調達を完了することも難しいものと判断しております。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングと同様に調達までに時間を要することに加え、新株予約権の行使は新株予約権者側の裁量による上、個別に新株予約権者との間で合意することができない限り新株予約権の行使義務を課すことはできないため、本件第三者割当よりも資金調達額が見通し難いと考えられます。

一方、本件第三者割当は、時価発行かつ大規模な第三者割当（希薄化規模が 25%以上又は支配株主の異動を伴う第三者割当）に該当しないものであり、短期間に資金調達を実行することが可能であります。また、ファーストメイク社は、当社が平成 25 年 11 月に実施した第三者割当増資の際に当社の財務アドバイザーを務め、平成 25 年 11 月 8 日に当社が発行した第 1 回新株予約権の割当予定先であるファンドの無限責任組合員でもあったことから、当社事業の状況、財政状態、経営課題等をご理解いただいた上で、今回の割当予定先であるファンドにおいても無限責任組合員となり、ファンドからの資金供与を申し出ていただきました。

また、ファーストメイク社と協議を進める中で、当社は複数の出資者をご紹介いただき、その中から慎重に検討を重ねて割当予定先を選定いたしました。ファーストメイク社より、同社が組成するファンド（投資事業有限責任組合 FM 7 号）及びその出資者（ファーストメイク第 11 号投資事業有限責任組合、株式会社フォーサイド及び MT キャピタル合同会社）をご紹介いただき、これらの出資者と面談を行い、当社の経営方針及び事業計画に賛同していただきました。また、ファーストメイク第 11 号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるファーストメイク社からは、当該組合に対して出資する複数の個人の方及び法人に対して同社から当社の経営方針及び事業計画を説明し、当該個人の方及び法人にも当社の経営方針及び事業計画に賛同していただいた旨を聴取しております。当社としましても、ファーストメイク社は、上記の経緯から、当社の事業内容を十分に理解していること、また、割当予定先及び上記出資者が、当社事業の状況、財政状態、経営課題等を把握した上で当社の経営方針及び事業計画に賛同していただいていること等を踏まえると、上記割当予定先を選定することが、当社にとって最善の策であるとの結論に至りました。

そして、ファーストメイク社及び各出資者と慎重な協議を行い、本新株式については、ファーストメイク社から、同社が無限責任組合員を務める新たなファンドを組成し本新株式を一括して管理することができるよう、当該ファンドを割当予定先としたいとの意向が示されたこと、他方、本新株予約権については投資事業有限責任組合 FM 7 号の各出資者から個別にかつ機動的に行使することができるように直接割当てを受けたいとの要望があったこと等を勘案の上、各割当予定先に対する本新株式及び本新株予約権の割当予定数及び割当ての条件等を決定するに至りました。

ファーストメイク社が財務アドバイザーとして紹介手数料を受け取る一方で出資ファンドの無限責任組員を務めることに関しては、紹介手数料を受け取ったファーストメイク社が紹介したファンドが紹介時の投資方針を貫くことを監視するために無限責任組員に就任してその役割を果たすものでもあり、ファンドの成績がファーストメイク社自身の経営成績や評判に直接または間接に影響を与えることを勘案して、当社としては、当社の財務アドバイザーが無限責任組員を務めることに問題はないと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

いずれの割当予定先についても、その保有方針に関しましては、基本的に純投資である旨を本投資契約において確認しており、本投資契約において、投資事業有限責任組合 FM 7 号及びその出資者は本株式払込期日から 3 ヶ月間、本株式を継続して保有する旨、また、ファーストメイク第 11 号投資事業有限責任組合、株式会社フォーサイド及び MT キャピタル合同会社は、本新株予約権を行使した場合に取得する株式全部を、本新株式の払込期日から 6 ヶ月間、継続して保有する旨が規定されておりますが、かかる期間の経過後は、当社普通株式の株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

なお、当社は、本新株式の割当予定先より、本新株式の発行日である平成 27 年 9 月 2 日から 2 年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式の割当予定先である投資事業有限責任組合 FM 7 号の組合財産については、組合の無限責任組員であるファーストメイク社より組合の預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込みに要する十分な財産を有することを確認しております。

本新株予約権の割当予定先であるファーストメイク 11 号投資事業有限責任組合の組合財産については、当該組合の無限責任組員であるファーストメイク社より、組合の預金通帳の写しを受領するほか、ファーストメイク社が当該組合の無限責任組員として、本新株予約権を引き受けるにあたり、①当該組合の各有限責任組員の出資約束金額の合計額から、当該組合が投資事業有限責任組合 FM 7 号に対して当社が発行を予定している本新株式の払込みに要する資金として出資する額を控除した額が、本新株予約権の払込み及びその行使に要する財産に相当する額以上となること、②当該組合は、当該各有限責任組員が、それぞれの出資約束金額までの出資を履行するに足りる財産を有していることを確認していること、及び、③当該組合は、当該各有限責任組員に対し、本新株予約権の行使に際してその行使金額に相当する金銭の出資の履行を、当該組合に係る投資事業有限責任組合契約に基づき請求することを当社に対して確約する旨の平成 27 年 8 月 14 日付の確約書を取得しております。これらにより、当社としては、当該組合については、本新株予約権の払込み及びその行使に要する十分な財産を確保できるものと判断しております。

また、本新株予約権の割当予定先である株式会社フォーサイドについては、同社が関東財務局長に対して提出した平成 27 年 3 月 27 日付の有価証券報告書における財務

諸表の現金及び預金並びに同年8月14日付の第2四半期報告書における四半期連結貸借対照表における現金及び預金の額により、本新株式の割当予定先である投資事業有限責任組合 FM7号に対する出資並びに本新株予約権の払込み及びその行使に要する十分な財産を確保できるものと判断しております。

本新株予約権の割当予定先である MT キャピタル合同会社については、直近2事業年度分の決算書及び預金通帳の写しを受領し、本新株式の割当予定先である投資事業有限責任組合 FM7号に対する出資並びに本新株予約権の払込み及びその行使に要する十分な財産を確保できるものと判断しております。

- (5) 株券貸借に関する契約
該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成27年8月17日現在)	本件第三者割当後 (本新株予約権行使前)	本件第三者割当後 (本新株予約権行使後)
フィンテック投資事業有限責任組合第18号 10.12%	投資事業有限責任組合 FM7号 9.88%	投資事業有限責任組合 FM7号 9.43%
日本証券金融株式会社 6.93%	フィンテック投資事業有限責任組合第18号 9.10%	フィンテック投資事業有限責任組合第18号 8.69%
遠藤 窮 4.32%	日本証券金融株式会社 6.24%	日本証券金融株式会社 5.96%
松井証券株式会社 3.97%	遠藤 窮 3.89%	遠藤 窮 3.71%
小川 敏男 3.44%	松井証券株式会社 3.58%	松井証券株式会社 3.41%
株式会社 SBI 証券 3.30%	小川 敏男 3.10%	小川 敏男 2.96%
及川 博之 1.94%	株式会社 SBI 証券 2.97%	株式会社 SBI 証券 2.84%
若山 健彦 1.59%	及川 博之 1.74%	ファーストメイク第11号 投資事業有限責任組合 2.24%
遠藤 澄江 1.51%	若山 健彦 1.43%	及川 博之 1.66%
株式会社フリーダム・キャピタル 1.51%	遠藤 澄江 1.35%	株式会社フォーサイド 1.42%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主構成は平成27年6月30日時点の株主名簿を基に、平成27年8月14日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて作成しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による今期業績への影響については、軽微と見込んでおります。開示の必

要な変更がある場合には、速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当により増加する新株式は 2,553,000 株(当該新株式に係る議決権は 2,553 個)で、平成 27 年 7 月末日現在の発行済株式数の 10.97% (平成 27 年 6 月末日現在において議決権総数 (23,166 個) に平成 27 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日までに新株予約権の行使により増加した株式数に係る議決権 200 個を加えた議決権数 23,366 個に対する議決権割合 10.93%)、また、本新株予約権の目的である株式の総数 1,229,000 株を加えると、増加する株式数は 3,782,000 株 (議決権の合計数は 3,782 個) となり、平成 27 年 7 月末日現在の発行済株式数の 16.24% (平成 27 年 6 月末日現在において議決権総数 (23,166 個) に平成 27 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日までに新株予約権の行使により増加した株式数に係る議決権 200 個を加えた議決権数 23,366 個に対する議決権割合 16.19%) となるため、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	1,316,430	1,288,189	2,278,561
営業利益	22,098	△17,802	△71,500
経常利益	6,459	△33,297	△90,977
当期純利益	△234,466	△35,742	△110,385
1株当たり当期純利益 (円)	△14.07	△1.89	△4.86
1株当たり配当金 (円)	-	-	-
1株当たり純資産 (円)	39.06	38.99	37.74

(注) 平成 26 年 3 月期までは単体、平成 27 年 3 月期は連結で記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 27 年 7 月末日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	23,268,692株	100.0%
現時点の行使価額における潜在 株式数	8,066,000株	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	59円	57円	70円
高値	68円	134円	135円
安値	44円	46円	52円
終値	57円	70円	88円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月
始値	86円	88円	93円	87円	90円	92円
高値	96円	103円	93円	99円	95円	107円
安値	84円	86円	83円	86円	80円	91円
終値	88円	93円	87円	89円	95円	99円

(注) 平成27年8月につきましては、8月14日までの株価を基準に記載しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成27年8月14日
始値	93円
高値	99円
安値	93円
終値	99円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成25年3月15日
調達資金の額	70,200,000円(差引手取概算額69,700,000円)
発行価額	1株当たり54円
募集時における発行済株式数	16,563,152株
当該募集による発行株式数	1,300,000株
募集後における発行済株式総数	17,863,152株
割当先	小川敏男氏 800,000株 興亜産業株式会社 300,000株 株式会社システム・クリエート・センター 200,000株
発行時における当初の資金用途	運転資金(40,000,000円は原材料仕入資金、残額は人件費等)に充当する予定
発行時における支出予定時期	平成25年3月
充当状況	当初予定通り運転資金(原材料仕入資金及び人件費等)に充当いたしました。

② 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成25年11月8日
調達資金の額	139,968,000円(差引手取概算額129,968,000円)
発行価額	1株当たり54円
募集時における発行済株式数	17,863,152株
当該募集による発行株式数	2,592,000株
募集後における発行済株式総数	20,455,152株
割当先	フィンテック投資事業有限責任組合第18号 2,222,000株 若山健彦氏 370,000株

発行時における当初の資金使途	太陽光発電所の取得費用に充当する予定
発行時における支出予定時期	平成 25 年 11 月から平成 26 年 5 月
充当状況	平成 26 年 10 月 1 日に開示いたしました通り、採算性や追加借入の困難等から、当初想定していた案件への投資に至らず、その後も継続的に案件の発掘に努めてきたものの、一部地域における電力会社への接続制限や売電価格の引き下げ等、採算性の観点から他の案件への投資にも至っておりません。一方で、環境エレクトロニクス等の当社の新規事業領域においては、LED 関連事業を始めとした案件等の紹介を活発に受けているところ、かかる分野への投資は、新規事業領域における当社の成長機会の確保や競争力、収益性の向上の観点から有意義と判断しているため、かかる投資のための資金として確保しておくことが、当社グループの成長戦略においては最善であると判断し、かかる確保を行っております。

③第三者割当による第 1 回新株予約権の発行

発行期日	平成 25 年 11 月 8 日
発行新株予約権数	1, 052 個（新株予約権 1 個につき 1, 000 株）
発行価額	新株予約権 1 個当り 2, 009 円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	62, 077, 468 円（手取概算額 62, 077, 468 円） （新株予約権による発行調達額 : 2, 113, 468 円） （新株予約権の行使による調達額 : 59, 964, 000 円）
割当先	フィンテック投資事業有限責任組合第 18 号
募集時における発行済株式数	17, 863, 152 株
当該募集による潜在株式数	1, 052, 000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 1, 052, 000 株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	62, 077, 468 円（手取概算額 62, 077, 468 円）
発行時における当初の資金使途	既存事業強化費用
現時点における充当状況	現時点で全部の調達資金が未支出の状態となっております。上記「2.（2）③事業譲受資金、並びに事業譲受後の資金繰り一時金及び当社構造改革費用」に記載の通り、本件事業譲受に係る資金の一部に充当する予定です。

II 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当による本新株式発行に伴い、主要株主である筆頭株主の異動が発生する見込みであります。

2. 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 名 称	フィンテック投資事業有限責任組合第 18 号
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合に関する法律に基づく投資事業組合
④ 組 成 目 的	株式会社の発行する株式の取得及び保有等
⑤ 無限責任組合員の名称	ファーストメイク・リミテッド株式会社

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 27 年 8 月 14 日現在)	2,352 個 (2,352,000 株)	10.14%	第 1 位
異動後	2,352 個 (2,352,000 株)	9.13%	第 2 位

(注)1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成 27 年 6 月末日現在の株主名簿に基づき 82,692 株であります。

2. 平成 27 年 7 月末日現在の発行済株式総数は、23,286,692 株であります。

3. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

4. 異動後の大株主の順位につきましては、平成 27 年 6 月末日現在の株主名簿を基に、平成 27 年 8 月 14 日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果に基づいて作成しております。

4. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による当社業績への影響はありません。

以 上

(別添)

I 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,553,000 株
2. 募集株式の払込金額 1 株につき金 92 円
3. 払込期日 平成 27 年 9 月 2 日
4. 株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額 金 117,438,000 円 (1 株につき 46 円)
増加する資本準備金の額 金 117,438,000 円 (1 株につき 46 円)
5. 割当予定先の氏名または名称及び割当株数
投資事業有限責任組合 FM7 号 2,553,000 株

II 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称
ミナトホールディングス株式会社第 4 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 888,567 円
3. 申込期間
平成 27 年 9 月 2 日
4. 割当日及び払込期日
平成 27 年 9 月 2 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権をファーストメイク第 11 号投資事業有限責任組合に対し 605 個、株式会社フォーサイドに対し 384 個及び MT キャピタル合同会社に対し 240 個をそれぞれ割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,229,000 株とする(本新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 1,000 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,229 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 104 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、104円とする。但し、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成27年8月17日開催の取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をも

って当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、小数第二位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含む。

まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月3日から平成30年8月31日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり723円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり723円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）にかかる終値単純平均が、行使価額を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができる。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができ

る期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
 17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の出資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を基礎にして、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 723 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 27 年 8 月 14 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 105.05%に相当する金額とした。
 19. 行使請求受付場所
ミナトホールディングス株式会社 管理部門
 20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店
 21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
 22. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上